

令和 7 年 1 月 2 日

こども未来部保育政策課

江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準 を定める条例

1 趣旨

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 61 号。以下「省令」という。）の一部改正に伴い、江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を改正する。

なお、国の基準改正に迅速かつ確実に対応するとともに、制度運用の整合性と円滑な実施を図るため、省令の定めるところに準拠する形式を採用し、条例の全面的な改正を行う。

2 主な改正内容

（1）虐待に関する通報義務等の創設

保育所等の職員による児童虐待を発見した場合の通報等を義務化する。

（2）保育所等における低年齢児の健康診断の省略

母子保健法第 12 条又は第 13 条に規定する健康診査の内容が保育所等の利用開始時等に実施する健康診断の全部又は一部に相当すると認められ、かつ、家庭的保育事業者等の長等がその結果を把握するときは、当該健康診断の全部又は一部を行わないことができることとする。

3 施行期日

公布の日から施行する。

4 条例案文

2 ページを参照。

江東区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準)

第3条 法第34条の16第1項の規定により条例で定める基準は、省令の定めるところによる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。